

高齢対策・介護保険にかかる国・県の動向

※平成25年3月11日：厚生労働省高齢対策介護保険担当課長会議

※平成25年4月24日：群馬県高齢対策介護保険担当課長会議

厚生労働省

●「地域ケア会議」の強化充実

「地域ケア会議」は、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月に厚生労働省課長通知、平成24年3月30日付一部改正）において位置づけられていますが、地域包括ケアシステムを構築していくうえで、更に重要な位置づけとなるため、その目的などを明確化した、「地域ケア会議」に関するQ&A及びイメージ図が作成され、平成25年2月15日付けで周知された。

第3期介護保険事業計画（計画期間：平成18～20年度）では、平成26年度（＝2015年度＝第5期介護保険事業計画の最終年度＝団塊の世代が65歳に到達）を掲げ、地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムの構築をすすめてきているが、なかなか進んでいないのが現状である。今後は、高齢化が一段と進む平成37年度（＝2025年度＝団塊の世代が75歳に到達）に向け、地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要がある。

●「認知症施策5か年計画（オレンジプラン）」の策定

「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数の推計などに基づき策定され、平成24年9月5日：老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室から公表された。

- 1 標準的な認知症ケアパスの作成・普及
平成25～26年度：各市町村において認知症ケアパス（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を推進
平成27年度以降：第6期介護保険事業計画に反映
- 2 早期発見・早期診断
- 3 地域での生活を支える医療サービスの構築
- 4 地域での介護サービスを支える介護サービスの構築
- 5 地域での日常生活・家族の支援の強化
- 6 若年性認知症施策の強化
- 7 医療・介護サービスを担う人材の育成

内閣府

●高齢社会対策大綱(平成24年9月策定)

高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）第6条の規定より定めるもので、平成13年12月28日に閣議決定されていたものを廃止し、新たに定められた。概ね5年を目途に見直しを行うもの。

6つの基本的な考え方

- 1 「高齢者」の捉え方の意識改革
- 2 老後の安心を確保するための社会保障制度の確立
- 3 高齢者の意欲と能力の活用
- 4 地域力の強化と安定的な地域社会の実現
- 5 安全・安心な生活環境の実現
- 6 若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現

群馬県

●ぐんまちよい得シニアパスポート事業（群馬県介護高齢課）

高齢者が外出しやすくするため、県内在住の65歳以上の高齢希望者に「ぐんまちよい得シニアパスポート（ぐーちょきシニアパスポート）」を配付し、協賛店において提示することで、割引などの優遇措置を受けられるようにするもので、平成24年度に群馬県が創設。

※高崎市においても、平成25年1月15日より配付開始。

●群馬県地域見守り支援事業（群馬県健康福祉課）

平成25年4月1日より、孤独死防止策として、群馬県が民間事業者等(※1)と協定締結し、県内各地で見守り活動を実施していただき、必要な情報を各市町村窓口を提供していただく事業を開始。

※1 民間事業者等→ヤクルト関係・生活協同組合関係・県新聞販売組合・東京電力・県LPガス協会・都市ガス関係